



第4章

人権施策の推進にかかわって

1 人権教育・啓発の推進

(1)人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ実施する必要があります。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現に向けて、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることをめざす教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行います。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、こどもから高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行います。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、市民が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、さまざまな課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中にかかしていくことをめざします。

① 家庭における人権教育

これまでの本市の取組と課題

- 御所市PTA連絡協議会により、市内公立小・中学校の保護者を対象とした講演会を実施しました。
- PTA人権問題委員会が人権研修に参加し、その内容をPTAの広報誌を通じて情報発信を行いました。
- 講演会や研修会は一部の保護者に偏りがちであるため、支援が本当に必要な家庭へのアプローチ不足が課題となっています。
- 今後、地域住民も含めた多様な担い手を巻き込むこととともに、オンライン活用など柔軟な学びの機会を増やす必要があります。

今後の方向性及び取組

すべての教育の出発点である家庭における人権教育の充実を図ります。特に、保護者自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、保護者・子の双方に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する保護者の学習機会の充実とともに、情報の提供を図り、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談体制の整備等を図ります。

② 地域における人権教育

これまでの本市の取組と課題

- 各校区地区別学習会(懇談会)に対して、講師謝金の補助や、講師団講師の派遣を行うとともに、本市の広報誌でも開催の案内を掲載しており、地域社会での意見交換ができる貴重な機会の創出に努めていますが、年々参加者数が減少し、固定化していることから、広報の仕方を工夫する等、周知方法を検討する必要があります。
- 御所市人権教育推進協議会及び市内人権団体が進めている人権尊重のまちづくりについての活動は、本市の人権施策にとって重要な活動であることから、各種団体への支援を行うことで、市民の学習機会の創出に努めています。
- 市内事業所が中心となって人権教育及び啓発を行う団体である御所市企業人権教育推進協議会は現在休会しており、主体的に人権課題に取り組むことが、各企業に委ねられている状況です。そんな中、国や奈良県の法令が新しく施行または改正により、企業内の人権課題へのアプローチが必要となる場合は情報提供を行っています。また、個別に人権教育推進の支援を求められた場合であっても、対応できるよう情報収集や市役所内での連携を図っています。

今後の方向性及び取組

「校区・地区別学習会(人権問題講演会等)」を中心として、人権に関する多様な学習機会の充実を図るとともに、参加者数や参加者層の拡大に向け、広報活動の充実や、手法を凝らした内容やテーマなどを工夫します。

また、人権教育推進協議会及び社会教育関係団体の活動が、充実し豊かなくらしの支えとなるよう、参加者の人権に対する理解と認識を深め、日常の行動へとつなぐための人権教育研修会の実施に向けた支援を行います。

さらに、企業及び団体において、人権に関する研修が効果的に行われるよう、関連するさまざまな資料や情報の提供、講師派遣等を行い、人権教育推進の支援に努めます。

③ 学校・就学前教育における人権教育

これまでの本市の取組と課題

- スクールカウンセラーを2025(令和7)年度から全小学校に配置することができました。
- 虐待については学校と連携を強化し、必ず毎朝観察してもらっています。また、ヤングケアラーについては、奈良県内で初めて小・中学生全員にアンケート調査を実施し、ヤングケアラーの可能性のあるすべてのこどもと面接を行い、学校及び子育て推進課と連携を図りながら、対応を行っています。
- 保育指針に基づき、こどもの最善の利益を尊重するとともに、2022(令和4)年5月に奈良県より発出された「人権に係る保育マニュアル(第三版)」を活用し、保育を実施しています。
- 近年、不適切保育が問題視されており、不適切保育の未然防止に取り組むための組織的な体制づくりに努めるとともに、こどものプライバシーに配慮した環境の整備を喫緊の課題として取り組む必要があります。

今後の方向性及び取組

小・中学校においては、御所市教育委員会の学校教育指導方針に基づき、生命・人権尊重の精神に徹した平和で民主的な社会の形成者として、心身ともにたくましく、豊かな人間性と創造性をそなえたこどもの育成をめざします。とりわけ、人権教育の充実を努め、こどもたちが自尊感情を醸成し、自他の人権を大切にしようとする意識や意欲、実践的な行動力を養うとともに、自分の可能性を最大限に発揮できるよう、奈良県の「人権教育の推進についての基本方針」及び「人権教育推進プラン」に基づいた人権教育を推進します。

幼稚園・保育所等については、保育指針に基づき、こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人ひとりの人格を尊重した保育を推進します。

また、教職員等を対象に、その資質及び人権意識の高揚を図るため、研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導体制の充実を図ります。

(2)人権啓発

人権啓発は、その内容はもとよりその実施の方法においても、市民から幅広く理解と共感が得られるものであることが重要であり、人権一般に関わる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせません。

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として、自己の人権を守ることはもちろん、他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにするため、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることをめざします。

① 啓発活動の充実

これまでの本市の取組と課題

- 多様化する人権課題において、法令・支援情報を本市ホームページや広報誌へ随時掲載を行っていますが、分野が多岐にわたっていることから、周知徹底が依然として課題となっています。また、広報車等での啓発活動も毎月 11 日や人権の週間で行っていますが、日中に在宅されている方が少なく、周知方法についても課題となっています。
- 人権施策課が主催する年4つの大きな集会を始め、御所市人権教育推進協議会や各校区人権教育推進協議会で人権学習の機会を創出しています。テーマも多種多様なテーマとし、多様化する人権課題への幅広い学習を行っています。また公民館や各種団体が実施している人権学習の候補地や講師の紹介を行っており、人権尊重のまちづくりに向けて取組を進めています。

今後の方向性及び取組

人権問題に関する情報提供等を、本市ホームページ、広報紙、啓発用のぼり旗、広報車等による啓発活動の充実を図ります。また、市民が主体的・能動的に参加できるような参加型・体験型の啓発手法について検討し、推進します。

内容に関しては、「日本国憲法」をはじめとする人権に関わる国内法令や人権諸条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を引き続き推進するとともに、すべての人々が権利の享有主体であることを認識することのできる人権啓発を実施し、多様性・包摂性が確保された社会の実現をめざします。また、対象者の発達段階・理解度に合わせた適切な人権啓発を行うことで、人権尊重の重要性や必要性についての理解を深め、人権に関するさまざまな知識の習得や豊かな人権感覚の育成をめざします。

② さまざまな団体・機関等との連携

これまでの本市の取組と課題

- 各関係機関・団体と連携を密にし、社会的な動向をみつつ、市民がその時一番必要である人権課題を学べる場の情報提供ができるよう、情報共有や連携を強化しています。
- ふれあい人権セミナーもその学習機会の一つではありますが、参加者が固定化しており、学習機会の偏りが見られることから、開催方法や周知方法を検討する必要があります。

今後の方向性及び取組

時代の流れや社会情勢の変化等を踏まえて、人権啓発を効果的に推進するために、国、奈良県、関係機関・団体等との連携を図り、情報収集の充実や拡大に努めます。

また、さまざまな人権問題に関して専門的な知識や解決策の豊富な蓄積と実績がある機関・団体との連携強化を図ることにより、混迷するさまざまな課題に適切に対処できるよう取り組みます。

さらに、毎年6回実施している「ふれあい人権セミナー」においても、さまざまな人権問題についての正しい知識と認識を培い、差別をなくすための実践力を養ってもらうことを目的として積極的な参加を促します。

2 人権相談・支援の推進

人権相談は、すべての人の基本的人権を守り、幸せに生きる権利の保障をすることを目的としています。

市民が人権問題に直面した際、一人で悩んだり、苦しんだりしないよう、当事者の立場に立ったきめ細かな人権相談の体制を充実するとともに、問題の早期解決に向けた自立支援や権利擁護等の取組の充実を図るなど、相談・支援に関する施策を推進します。

(1)相談窓口の整備

これまでの本市の取組と課題

- 相談者にとって、自身に関連している人権課題の相談先として、支援担当課がそれぞれ行うことにより、解決までの道筋がすぐに見つかることが出来ています。また、どこに相談していいかわからない場合は、本市の問い合わせメールを活用してもらい、匿名での相談も可能にしています。加えて、相談内容によって、包括的な支援が必要となる場合は、それぞれの担当課が連携をし、支援にあたっています。

今後の方向性及び取組

相談者にとって、相談窓口は「だれもが・いつでも・気軽に・安心して」利用できるというものであることが大切です。また、相談の形態については、電話・手紙・ファックス・面談・電子メールなど、さまざまな対応を可能とし、相談者にとっての利便性を高めるとともに、どのような形態の相談であっても相談者の個人情報には万全を期して保護します。

人権相談の中には、今日の社会矛盾が多く投影されていることから、人権相談を充実させることが、だれもが住みよい社会づくりを実現することにつながります。今後は、そうした人権相談の重要性を踏まえ、相談業務を円滑にかつ効果的に推進できるよう、相談窓口の整備を図ります。

(2) 充実した情報提供

これまでの本市の取組と課題

- 人権課題が多様化する中で、本市の相談体制や情報発信を日々推進しており、新たな人権課題が出た場合であっても、本市のホームページや広報誌、集会等でのチラシの配布など、啓発活動を継続しています。
- 解決手法や制度、専門機関等に関する情報提供はできたものの、専門相談員の確保は未だ出来ていない状況です。

今後の方向性及び取組

人権相談を充実させるため、さまざまな機会や広報を通じて、相談窓口やその活動についての情報を紹介し、市民の人権相談に対する認知度を高めるよう啓発します。

また、相談者のニーズに的確に応えられるよう、さまざまな人権問題とその解決手法や制度、専門機関等に関しての情報を提供するとともに、経験豊かな専門相談員の確保に努めます。

(3) 相談員等の資質の向上

これまでの本市の取組と課題

- 人権施策を効果的に進めるため、本市職員に対し「人権問題に関する職員意識調査」を実施し、職員の人権に関する意識の変化や動向を把握し、それに対応した研修会を実施しています。

今後の方向性及び取組

人権問題等に対して的確に対応できるよう、関係職員に対する研修の実施や、各種研修会への参加の促進など、資質の向上を図ります。

また、経験豊かな専門相談員の確保に努めます。

(4)関係機関・団体等との連携

これまでの本市の取組と課題

- それぞれの人権課題に対しては、相互のネットワーク化を図り、奈良県や関係機関との連携の強化を図っていますが、異なる部署の人権課題に対する支援の方法については、情報共有がなされておらず、相互の学習機関や情報共有が必要となっています。

今後の方向性及び取組

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するため、相談機関相互のネットワーク化を図り、相談内容に応じた的確な相談・支援を行うなど、相談機能の充実に努めるとともに、奈良県や関係機関との連携を強化します。